破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５２０号
兵庫県姫路市菅生台６番地　市営六角住宅８棟101号
債務者　巻野　良一
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５３１号
兵庫県姫路市野里449番地17
債務者　清水由美枝
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３１５号
函館市本町29番５―208号
債務者　冨田　　守
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３７７号
函館市昭和２丁目11番９号
債務者　大場　澄子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３７８号
北海道北斗市久根別５丁目２番７号
債務者　菅井　悠騎
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３８５号
函館市志海苔町182番地
債務者　石岡　誠二
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７９号
岩手県一関市東五代10番11号　リヨン205
債務者　高橋　里佳（旧姓海老沼）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第３０６号
奈良県橿原市地黄町39番地　ハイツシャルム203号
債務者　塚本　任志
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３１７号
奈良県大和高田市東雲町13番17号
債務者　福尾　裕輝（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４２１号
長崎県長崎市横尾１丁目10番６号、旧住所長崎県長崎市大園町９番11―1404号
債務者　福島　貴恵
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
新潟県十日町市沖立2334番地
債務者　石川　雅巳
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
新潟県十日町市卯355番地２
債務者　渡辺リンダ
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
新潟県小千谷市旭町７番34号　旭町県営アパート144号
債務者　野川　正幸
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
新潟県長岡市若草町３丁目４番地19
債務者　藤田　　進
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
石川県羽咋郡志賀町福浦港浦の89番地１
債務者　中本　京子（昭和34年８月14日生）
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第８９号
栃木県佐野市関川町942番地９、前住所栃木県下都賀郡岩舟町大字下津原372番地53ソレイユ201
債務者　大谷　治雄
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後２時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１０７号
栃木県足利市八幡町１丁目26番地23　ＬＴハイツ102号
債務者　森川ゆりか
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部